請　　　　　　書　（　委　託　）

１　委託業務名　　○○○○○○業務

２　委託業務場所　　足寄町○○○○○

３　委託期間　　自　　令和　　年　　月　　日

至　　令和　　年　　月　　日

４　委託業務料　　金　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　（うち消費税及び地方消費税の額　　金　　　　　　　円）

　上記の委託業務について、次に掲げる条項を遵守の上、お請けします。

第１条　委託業務は、この請書に定めるもののほか、別冊の仕様書等により施行するものとする。

第２条　仕様書等に明示されていないもの又は仕様書等で符合しないものがあるときは、発注者の指示に従うものとする。

第３条　委託業務が完了したときは、その旨を通知するものとする。

２　検査は、前項の通知をした日から10日以内に受け、当該検査に合格したときは、当該成果品の引渡しをするものとする。

第４条　委託業務料は、前条の検査に合格した後、適法な請求書を受理された日から30日以内に支払を受けるものとする。

２　請求代金が前項の支払期日までに支払われない場合は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に定める割合（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。) の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

第５条　委託期間内に委託業務を完了することのできない場合において、発注者は、契約金額につき遅延日数に応じ、前条第２項の例により計算した額の支払いを受注者に請求することができる。

第６条　次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除されても差し支えない。

　(１)　正当な理由がなく委託業務に着手すべき日を過ぎても着手しないとき。

　(２)　委託期間内に委託業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

　(３)　この請負条項に違反したとき。

　(４)　足寄町暴力団等排除措置要綱（平成22年要綱第４号）に基づく排除措置を受けたとき。

　(５)　関係法令の規定に違反したとき。

第７条　この請書に定めのない事項については、足寄町財務規則（昭和39年12月16日規則第10号）に定めるところによるものとし、必要に応じ発注者と協議してこれを定めるものとする。

　令和　　年　　月　　日

　　発注者　足寄郡足寄町北１条４丁目４８番地１

足寄町

足寄町長　　　　　　　　　　様

　住　所

受注者　　商　号

氏　名